



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

＜速報＞第213回国会(6月23日閉会)において成立した主な法律の概要をご紹介します。

◆改正地方自治法 (一部を除きR6. 9. 26から施行)

大規模災害や感染症流行など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した際、個別法で対応できない場合に限り、**国が自治体に対して必要な指示(国の補充的な指示)ができる特例規定**が設けられます(本特例に関しては公布(R6. 6. 26)から2年6月を超えない範囲内において施行)。

◆改正流通業務総合効率化法 (公布(R6. 5. 15)から1年以内に施行)

物流の「2024年問題」に対応するため、荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、国が当該措置に関する判断基準を策定します。**一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務づけ**ます。また改正貨物自動車運送事業法によって、トラック事業者、軽トラック事業者に対し規制措置が設けられます。

◆改正産業競争力強化法 (一部を除き公布(R6. 6. 7)から3ヵ月以内に施行)

30年ぶりの高水準の賃上げ・国内投資拡大といった変化を持続化するため、**戦略的分野への投資・生産に対する税制措置、研究開発拠点として立地競争力を強化する税制措置**を講じます。また、中堅企業、スタートアップ企業に集中的支援措置を講じることとなりました。

◆改正公共工事の品質の確保促進法 (一部を除きR6. 6. 19施行)

インフラ整備の担い手である建設業等がその役割を果たし続けるため、**①担い手の確保のための働き方改革・処遇改善②地域建設業等の維持に向けた環境整備③新技術の活用等による生産性の向上**等が定められました。上記①については、休日の確保や労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施することとなりました。

◆改正雇用保険法 (一部を除きR7. 4. 1施行)

多様な働き方を支える**雇用セーフティネットの構築、「人への投資」強化、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る財政運営確保等の措置**が講じられます。具体的には、雇用保険の被保険者要件のうち週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」へ引き下げ、教育訓練等を自ら受けた自己都合退職者への給付制限の緩和、育児休業給付の国庫負担引下げの暫定措置廃止などが盛り込まれました。

◆改正出入国管理法 (公布(R6. 6. 21)から3年以内に施行)

外国人の雇用制度として、**①「技能実習制度」に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度を創設すること、②一定の条件付きで外国人本人の意向に基づく転籍を認めること、③監理団体の要件を厳格化し「監理支援機関」とすること**などが定められました。

◆共同親権の導入 (公布(R6. 5. 24)から2年以内に施行)

民法の改正により、離婚後はどちらか一方とする

現行の「**単独親権**」から、離婚後も**父母ともに親権をもつことを認める「共同親権」**が導入され、父母が離婚する際に**単独親権か共同親権かを協議し、意見が折り合わなければ家裁が「子の利益」の観点から親権者を判断すること**になります。

◆「日本版D B S」制度の導入 (令和8年度を目途に施行)

新たに「**日本版D B S (Disclosure and Barring Service)**」法が制定され、**こども家庭庁が所管するシステムで事業者が就職希望者や現職者の性犯罪歴を確認する制度**が導入されます。学校や保育所には確認を義務づけ、塾や学童クラブなどは認定制とし、性犯罪歴がある場合、子どもに接しない業務への配置転換を行う必要があります。また事業者には情報を適正に管理する義務が課され、情報を漏えいした場合、罰則が設けられます。

◆改正子ども・子育て支援法 (一部を除きR6. 10. 1施行)

こども未来戦略(R5. 12. 22閣議決定)の「**加速化プラン**」の実施のため、**①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化②すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充③共働き・共育での推進などの施策**が定められました。また、「子ども・子育て支援特別会計(こども金庫)」「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

◆情報流通プラットフォーム対処法 (公布(R6. 5. 17)

から1年を超えない範囲内において施行)
プロバイダ責任制限法から名称が変更され、誹謗中傷など人の権利を侵害する情報(=侵害情報)の送信防止措置(=情報の削除)につき、実施手続きの「迅速化」および実施状況の「透明化」を図ることを目的とした義務が、大規模プラットフォーム事業者に対しても新たに課されることになります。

◆スマホ特定ソフトウェア競争促進法 (公布(R6. 6. 19)から1年6か月を超えない範囲内において施行)

巨大IT企業によるスマートフォン向けのアプリストアや基本ソフト(OS)市場の寡占を規制するため、アプリストアや決済システムなどの運営を他事業者へ開放するよう義務付け、違反行為には関連する国内売上高の20%分の課徴金が課されます。

◆改正住宅セーフティネット法 (一部を除き公布(R6. 6. 5)から1年6月を超えない範囲内において施行)

高齢者等の**住宅確保要配慮者がより安定的に住まいを確保できるよう、①貸主の負担軽減のために「終身建物賃貸借」の利用の促進や家賃債務保証業者の認定制度の創設、②安否確認や福祉サービスへの連携を行う住居を「居住サポート住宅」として認定する制度の創設**が定められました。

◆改正生活困窮者自立支援法等 (一部を除きR7. 4. 1施行)

増加する単身高齢者への安定的な居住確保の支援強化、生活保護世帯への子どもへの支援を通じて生活困窮者等の自立の促進を図るとともに、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられることとなりました。